

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

提 出 議 員

鈴 木 祐 治

賛 成 議 員

水 久 保 善 治

橋 本 憲 幸

佐 久 間 俊 男

勅使河原 正 之

柳 沼 隆 夫

佐 藤 幸 夫

橋 本 幸 一

会 田 遠 長

村 上 昌 弘

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

国民の生活を取巻く環境は、所得や雇用の格差拡大・二極化の進展など依然として厳しい状況にある。また、増税などによる可処分所得の減少に伴い、生活費の一部を小口の消費者向け貸金業者からの借入りに頼らざるを得ない人たちも増加している。

また、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年には24万件、平成16年には21万件と依然高い数値で推移している。これは、消費者金融などで返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラや倒産などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めている。多重債務問題は、自己破産のみならず、経済的理由による自殺、さらには犯罪を引き起こす要因となるなど、深刻な社会問題となっている。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに、消費者金融などの貸金業者が利息制限法に規定する制限金利（15～20％）を超え、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）の上限金利（29.2％）で融資していることが挙げられる。これは、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）第43条の債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払とみなす、いわゆるみなし弁済と呼ばれる規定によるものである。

出資法の上限金利については、平成19年1月を目途に見直すこととされているが、併せて、貸金業規制法第43条を撤廃するなど、国民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と利用者の立場に立った改正を行うべきである。

よって、政府においては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

平成 18 年 6 月定例会・可決・全会一致

と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

郡山市議会